

LOVE SAIJO
まちへの愛が未来をつくる









しょう ふ く し
障がしい福祉サービス

り よ う て び
利用の手引き

(令和 6 年 4 月版)

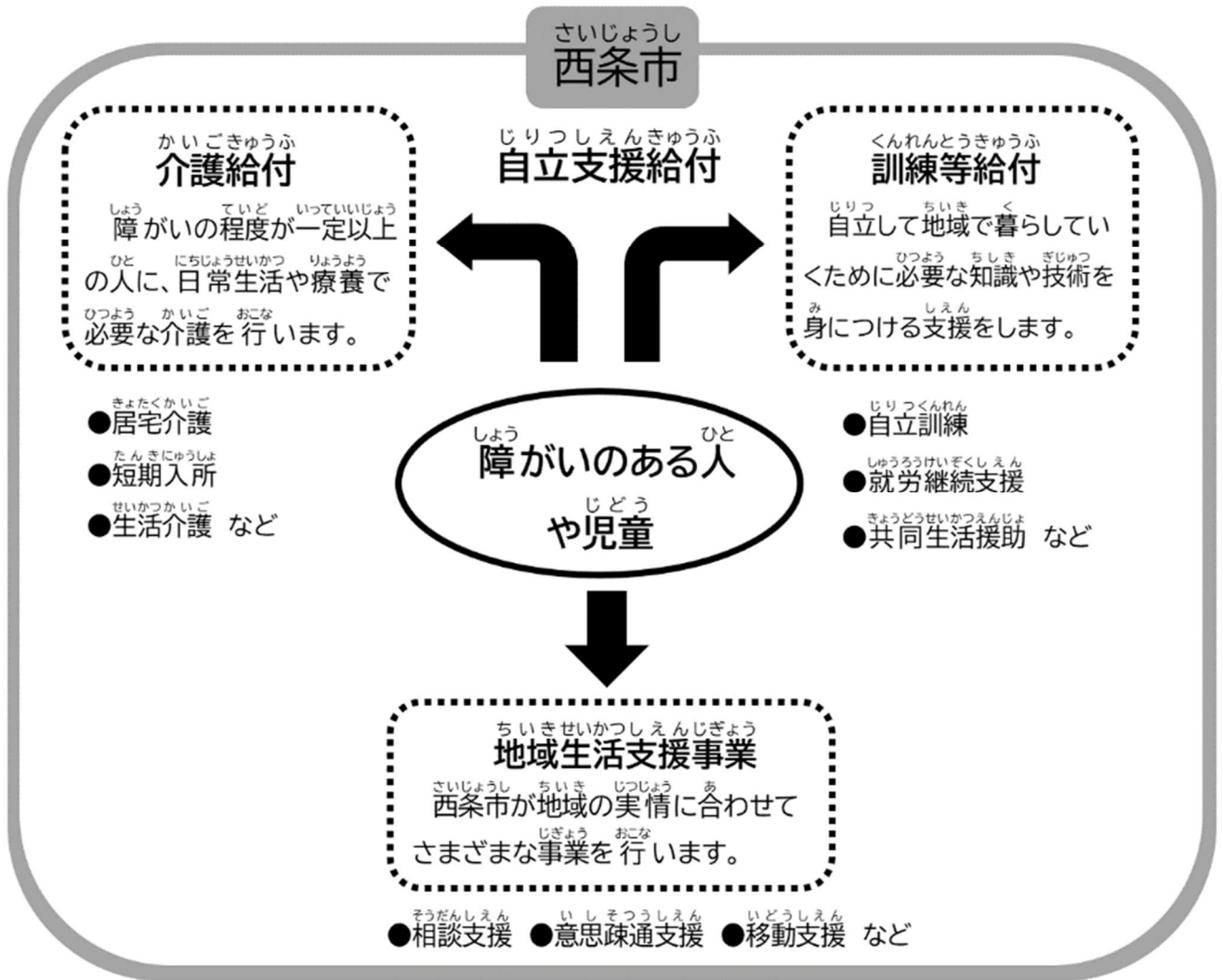
目 次

項 目		ページ
	しょう かくし 障がい福祉サービスのしくみ	しょう かくし 障がい福祉サービスについて ご説明します P.2
	サービスの種類	うけられる しえん 受けられる支援は？ P.3
	そうだん 相談する	まずは そうですね まずはご相談ください P.8
	りよう なが 利用の流れ	サービス利用の手順こちら P.9
	りようしゃ ぶたん 利用者負担	サービス料金について P.13
	さいじょうし ちいきせいかつしえんじぎょう 西条市の地域生活支援事業	さいじょうし どうかじ おこな 西条市が独自に行うサービス について P.15

※ 西条市では平成 28 年度から「障がい」という表記を導入しています。
ただし、法令の名称や用語、また、機関や団体などの固有名詞などが「障
害」を用いている場合は、そのまま漢字表記にしています。

《 障 がい 福 祉 サービス の し く み 》

障がい福祉サービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられます。また、障がいのある児童等に対しては「児童福祉法」に基づいて行われるサービスもあります。



じどうふくしほう 児童福祉法によるサービス

障がいのある児童や療育を必要とする児童を対象に、日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援します。

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス など



サービスの種類

各サービスを提供する事業所の場所や名前は、「西条市障がい者福祉施設マップ」を

ご確認ください。



自宅での暮らしや外出を支援する

サービス名	サービスの内容	必要な障害 支援区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院するときに、つきそいもします。	1以上
重度訪問 介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援もします。	4以上
同行援護	視覚障がいにより、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するときには同行して必要な情報提供や移動の支援を行います。	なし
行動援護	知的障がいや精神障がいで、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動を支援します。	3以上
重度障害者 等包括支援	介護の必要性がとても高い人のために、居宅介護など複数の障がい福祉サービスを組み合わせて支援します。	6

にっちゅうかつどうけい

日中活動系サービス

ひるま かつどう しえん
昼間の活動を支援する

サービス名	サービスの内容	必要な障害 支援区分	
<p>たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)</p>	<p>じたく かいご かぞく びょうき 自宅で介護をしている家族などが病気に なつたときや、しんしん きゅうそく ひつよう 心身の休息が必要になった ときなどに、みじか きかんしせつ しゅくはく 短い期間施設に宿泊してもら い、しょくじ にゅうよく しえん 食事や入浴などの支援をします。</p>	<p>1以上</p>	
<p>せいかつかいご 生活介護</p>	<p>つね かいご ひつよう ひと しせつ おも ひるま 常に介護が必要な人に、施設で主に昼間、 にゅうよく はい しょくじ てだす 入浴、排せつ、食事などの手助けをします。 また、ものをつくり出す だ そうさくてき せいさんてきかつどう 創作的・生産的活動 も行います。 さいみまん ひと じどうふくしほう 18歳未満の人は、児童福祉法にもとづ く しせつきゅうふ たいしよう 施設給付の対象になります。</p>	<p>在宅 50歳 以上</p>	<p>※ 2以上</p>
<p>りょうようかいご 療養介護</p>	<p>びょういん かいご ひつよう ひと せつ せいりよう ひつよう 病院などの施設において医療が必要で、 つね かいご ひつよう ひと きのうくんれん りょうようじよう 常に介護も必要な人に機能訓練や療養上 の かんり かんご にちじようせいかつじよう しえん 管理、看護、日常生活上の支援などをし ます。 さいみまん ひと じどうふくしほう 18歳未満の人は、児童福祉法にもとづ く しせつきゅうふ たいしよう 施設給付の対象になります。</p>	<p>※5以上</p>	

※ 「必要な障害支援区分」は条件により変わる場合があります。

しせつけい
施設系サービス

しせつ せいかつ しえん
施設での生活を支援する

サービス名	サービスの内容	必要な障害 支援区分	
		しせつにゆうしょ 施設入所 しえん 支援	じたく せいかつ むずか しせつ にゆうしょ 自宅での生活が難しく、施設に入所して いる人に、入浴、排せつ、食事などの手助け をします。
		50歳 未満	※4

※「必要な障害支援区分」は条件により変わる場合があります。

くんれんけい しゅうろうけい
訓練系・就労系サービス

じりつ しゅうろう しえん
自立や就労を支援する

サービス名	サービスの内容	必要な障害 支援区分	
		じりつくんれん 自立訓練 きのう せいかつくんれん (機能・生活訓練)	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自立した日常生活や社会生活ができるよ うに、一定期間、身体機能や生活能力を こうじょう 向上させるための訓練をします。
しゅうろういこう 就労移行 しえん 支援	いっばんきぎょう はたら きぼう ひと 一般企業などで働くことを希望する人に、 いっていきかん ひつよう ちしき のうりよく こうじょう 一定期間、必要となる知識や能力を向上さ せるための訓練をします。		なし
しゅうろうけいぞく 就労継続 しえん 支援 (がた がた A型・B型)	いっばんきぎょう はたら むずか ひと 一般企業などで働くことが難しい人に、 しえん う はたら ばしょ ていきよう ひつよう 支援を受けながら働く場所を提供し、必要 となる知識や能力を向上させるための くんれん こようけいやく むす がた こよう 訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用 けいやく むす がた 契約を結ばないB型があります。		なし
しゅうろうていちゃく 就労定着 しえん 支援	いっばんしゅうろう いこう しょう ひと 一般就労へ移行した障がいのある人が、 しゅうろう かんきょう へんか せいかつめん 就労にともなう環境の変化による生活面 かだい たいおう きぎょう じたく の課題に対応できるように企業や自宅への ほうもん らいしよ ひつよう しえん 訪問、来所により必要な支援をします。		なし

きよじゅうし えんけい
居住支援系サービス

す まいのば せいかつ しえん
住まいの場で生活を支援する

サービス名	サービスの内容	必要な障害 支援区分
きょうどうせいかつ 共同生活 えんじょ 援助 (グループホーム)	ちいき きょうどうせいかつ ひと じゅうきよ 地域で共同生活をしている人に、住居に おける相談や日常生活での援助をします。 また、にゅうよく はい しょくじ かいご ひつよう 入浴、排せつ、食事などで介護が必要 な人には、かいご サービスも おこな います。	なし
じりつせいかつ 自立生活 えんじょ 援助	しせつ りよう しょう ひと 施設を利用していた障がいのある人がひ とり暮らしをはじめたときに、かつ けんこう 生活や健康、 きんじよ もんだい ほうもん 近所づきあいなどに問題がないか、訪問し て必要な助言などの支援をします。	なし

ちいきそうだんしえん
地域相談支援サービス

ちいきせいかつ いこう けいぞく しえん
地域生活への移行・継続を支援する

サービス名	サービスの内容
ちいきいこう 地域移行 しえん 支援	しょうがいしゃしえんしせつ じどうふくししせつとう りよう さいいじょう 障害者支援施設、児童福祉施設等を利用する18歳以上 ひと たいしょう ちいきいこうしえんけいかく さくせい そうだん の人を対象に、地域移行支援計画を作成、相談による ふあんかいしょう がいしゅつ どうこうしえん じゅうきよかくほ かんけいきかん 不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との ちょうせいとう おこな 調整等を行います。
ちいきていちゃく 地域定着 しえん 支援	きょたく たんしん せいかつ ひと たいしょう じょうじ 居宅において単身などで生活している人を対象に常時 れんらくたいせい かくほ きんきゅうじ ひつよう しえん おこな の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行いま す。

児童福祉サービス 1

子どもの発達や自立を支援する

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	児童を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。

児童福祉サービス 2

子どもの発達や自立を支援する

サービス名	サービスの内容
医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う児童を対象に、施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援などを行います。
放課後等デイサービス	就学中の児童等を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
福祉型・医療型障害児入所	障がいのある児童が施設に入所し保護され、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援を受けます。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。入所サービスについては、児童相談所が窓口になります。



相談からはじめる

専門の職員なども協力しながら、その人にふさわしい支援を行っていきます。まずはご相談ください。

障がいに関する色々な相談

<p>さいじょうし 西条市による</p> <p>そうだんしえんじぎょう 相談支援事業</p>	<p>さいじょうし いたくそうだんしえんじぎょうしゃ 西条市又は委託相談支援事業者</p> <p>◆障がいのある人などからの相談(障害者相談支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者への助言や支援 ・権利擁護のために必要な援助や専門機関の紹介など <p>【委託相談支援事業所の連絡先】※詳しくはこの本の裏面参照</p> <p>●西条市社会福祉協議会 ●星の里</p> <p>TEL:0898-64-2600 TEL:0897-52-5201</p>
--	--

福祉サービス(ヘルパー等)の利用相談

担当の相談支援専門員がいる場合

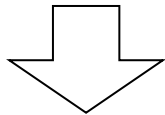
<p>けいかくそうだんしえん 計画相談支援</p>	<p>しょうがいじしえんりようえんじぎょうしゃ 障害児相談支援利用援助</p>
<p>『指定特定相談支援事業者』</p> <p>★サービスを利用するための の計画書を作る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの頻度、場所や 事業所の調整 ・生活全般の課題、サービス 利用の目標の整理 	<p>『障害児相談支援事業者』</p> <p>★サービスを利用するための 計画書を作る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの頻度、場所や 事業所の調整 ・家族の意向や生活課題、 サービス利用の目標の整理

担当の相談支援専門員がいない場合は、上の図の西条市又は委託相談支援事業者へご相談ください。

➔ サービスを利用するまでの流れ

かならず事前のご相談が必要になります。

(1) 申請 市役所窓口にて利用申請していただきます。



【サービスを利用できる方】

ア 身体障がい者

身体障害者手帳

イ 知的障がい者

①療育手帳 ②その他障がいが確認される方

ウ 精神障がい者

①精神保健福祉手帳 ②自立支援医療受給者証(精神通院)

③精神障害を事由とする年金や特別障害給付金を受けている方

④医師診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10を記載するなど精神障害者であることが確認できる内容) など

エ 難病対象者

対象の難病にかかっていることが分かる通知等

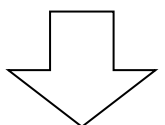
オ 障がい児など

①障がい者手帳 ②特別児童扶養手当等の対象児童

③医師意見書や保健センター意見書などから、

療育を受けることが望ましいとわかる児童

(2) 聞き取り調査



西条市の調査員が、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、障がいや生活状況などについてお話を伺います。

調査名	対象	目安時間
認定調査	18歳以上	約45分
児童通所調査	18歳未満	約15分

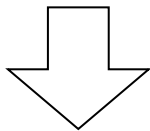
※ その他、利用するサービスによって調査は異なります。

(3) 審査・判定 ※ 18歳以上で対象のサービスを利用する場合のみ



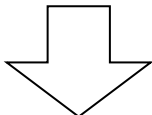
(2)の認定調査結果や医師の意見書などをもとに、「障害支援区分(区分)」が決められます。

区分を決定する会で審査され、決定されるまでに1か月から2か月程かかります。



【区分はなぜ必要なの?】

区分とは、障がいの特性や心身の状態に合わせて必要とされる支援の度合いを示すもので、区分1~6までに分けられます。この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。

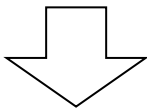


(4) 利用計画案(プラン)の作成依頼



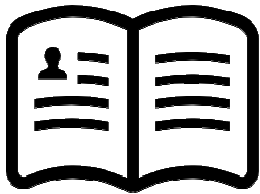
西条市が仲介し、申請者の相談に乗る専門の職員(相談支援事業所の相談支援専門員)が担当につきます。サービスの利用を希望する人の意見をきき、状況に合わせたプランを作成します。

依頼した相談支援事業所



()

(5) 支給決定



(1)～(4)の資料を参考に西条市がサービスの量や期間を決定(支給決定)します。

市役所に資料が揃うまで、1～2か月ほどかかる場合もあります。

支給決定されると「福祉サービス受給者証(水色の受給者証)」が交付されます。

【福祉サービス受給者証(水色の受給者証)ってなに？】

障がい福祉サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎたあとの再申請や、支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切にしてください。



※デザインは予告なく変わります。

(6) 事業者との利用契約



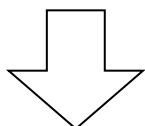
申請者は、実際にサービスを利用するサービス提供事業者を選んで利用契約をします。

(事業所は「西条市障がい者福祉施設マップ」を参照)

(7)サービスの利用開始^{りようかいし}



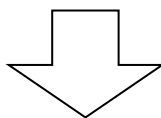
申請者は、「福祉サービス受給者証」を利用先の事業所に提示しサービスを受けます。



(8)モニタリング



(4)で決めた、担当の相談支援専門員が、一定期間ごとにサービスの利用状況を面談等により検証します(モニタリング)。



(9)更新^{こうしん}



「福祉サービス受給者証」にはサービスを
利用できる期間が記載されています。その
期間を超えて、サービス利用することを希望
される場合は、持っている受給者証をもつ
て市役所へ更新申請に来て下さい。



サービスの利用負担額

サービスを利用したとき費用は、一部を利用者が負担し、残りは市が負担します。利用者負担の割合は、**原則1割**です。

利用者負担額には上限があります

月ごとにかかる利用者負担額には、その世帯の所得に応じて、上限額が決められていますので、利用するサービスの量にかかわらず上限額以上の負担はありません。

また、1割負担で計算した負担額が、上限額よりも低い場合は、1割のほうの負担額になります。

所得を判定するときの世帯の範囲

■18歳以上の障がいのある人

障がい者本人とその配偶者

■障がいのある児童

原則保護者の属する住民基本台帳での世帯

次のページで金額をご紹介します。

しょう ひと りょうしゃふたん 【障がいのある人の利用者負担】

くぶん 区分	せたい しゅうにゆうじょうきょう 世帯の収入状況	じょうげんがく げつがく 上限額(月額)
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご じゆきゆうせたい 生活保護受給世帯	0円
ていしょとく 低所得	しちょうそんみんぜいひ か ぜいせたい 市町村民税非課税世帯	0円
いっばん 一般1	しちょうそんみんぜいか ぜいせたい しょとくわり まんえんみまん 市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) * 入所施設利用者(20歳以上)および グループホーム利用者を除く	9,300円
いっばん 一般2	じょうきいがい 上記以外	37,200円

* 入所施設利用者(20歳以上)およびグループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」になります。

じどう りょうしゃふたん 【児童の利用者負担】

くぶん 区分	せたい しゅうにゆうじょうきょう 世帯の収入状況	じょうげんがく げつがく 上限額(月額)
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご じゆきゆうせたい 生活保護受給世帯	0円
ていしょとく 低所得	しちょうそんみんぜいひ か ぜいせたい 市町村民税非課税世帯	0円
いっばん 一般1	しちょうそんみんぜいか ぜいせたい しょとくわり まんえんみまん 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
いっばん 一般2	じょうきいがい 上記以外	37,200円



さいじょうし ちいきせいかつしえんじぎょう 西条市の地域生活支援事業

さいじょうし ちいき じつじょう あ どくじ おこな
西条市が地域の实情に合わせて独自に行うサービスです。ほかの障
がい福祉サービスと組み合わせて利用できるものもあります。

サービス名	サービスの内容
<p>そうだんしえん 相談支援</p>	<p>しょう ひと じどう ほごしゃ 障がいのある人や児童、その保護者などのさ まざまな相談に応じ、必要な情報の提供や じょげん おこな ぎゃくたいぼうし けんりようご 助言を行います。また、虐待防止や権利擁護 のために必要な援助を行います。</p>
<p>せいねんこうけんせいどりよう 成年後見制度利用・ せいねんこうけんせいどほうじん 成年後見制度法人 こうけんしえん 後見支援</p>	<p>せいねんこうけんせいど りよう しえん 成年後見制度の利用を支援するとともに、 てきせい こうけんぎょうむ にな ほうじん 適正に後見業務を担うことのできる法人の かつどう しえん 活動などを支援します。</p>
<p>いしそつうしえん 意思疎通支援</p>	<p>ちょうかく しょう いしそつう しえん 聴覚の障がいのため意思疎通に支援が ひつよう ひと しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ 必要な人に、手話通訳者や要約筆記者などを はけん 派遣します。</p>
<p>にちじょうせいかつようぐきゅうふ 日常生活用具給付</p>	<p>しょう ひと ふくしょうぐ きゅうふ 障がいのある人に、福祉用具を給付すること で、じりつ せいかつ うなが 自立した生活を促します。</p>
<p>しゅわほうしいんようせいけんしゅう 手話奉仕員養成研修</p>	<p>しゅわ にちじょうかいわ おこな ひつよう ぎじゅつ 手話で日常会話を行うのに必要な技術など しゅうとく ひと ようせい ちょうかくしょう ひと を習得した人を養成し、聴覚障がいのある人 しえん を支援します。</p>
<p>いどうしえん 移動支援</p>	<p>おくがい いどう むずか ひと じりつ しゃかいさんか 屋外での移動が難しい人の自立や社会参加 たす がいしゅつ いどう しえん を助けるために、外出するときの移動の支援 をします。</p>

<p>ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター</p>	<p>ものをつくり出す^{だ そうさくてき せいさんてきかつどう}創作的・生産的活動や、^{しゃかい}社会との^{こうりゅう}交流を増やす^ふ活動などを行う^{かつどう}場所として、^{しょう}障がいのある^{ひと}人の^{ちいきせいかつ しえん}地域生活を支援します。</p>
<p>ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス</p>	<p>自宅での^{じたく}入浴または^{にゆうよく}障がい者^{しょうがい}施設への^{しゃしせつ}通所が^{つうしょ}困難である^{こんなん}在宅の^{ざいたく}重度^{じゅうど}身体^{しんたい}障がいがある^{しょうがい}人(65歳未満)や^{さいみまん}児童に、^{じどう}入浴のときに^{にゆうよく}必要な^{ひつよう}援助^{えんじょ}を行います。^{おこな}</p>
<p>にっちゅういちじしえん 日中一時支援</p>	<p>^{しょう}障がいのある^{ひと}人や^{じどう}児童の^{にっちゅう}日中の^{かつどう}活動の^ば場を提供し、^{ていきょう}障がいのある^{しょう}人や^{ひと}児童の^{じどう}家族の^{かぞく}就労^{しゅうろう}支援^{しえん}および^{しょう}障がいのある^{ひと}人や^{じどう}児童を^{にちじょうてき}日常的に^{かいご}介護している^{かぞく}家族の^{いちじてき}一時的な^{きゅうそく}休息を^{かくほ}確保します。</p>
<p>タイムケアサービス</p>	<p>^{しょう}障がいのある^{じどう}児童の^{ほうかご}放課後、^{ちようききゅうか}長期休暇および^{きゅうじつ}休日における^{かつどう}活動の^ば場を提供^{ていきょう}します。</p>

障がい福祉サービスに関するお問い合わせは、
お近くの委託相談支援事業所または西条市地域福祉課まで

〒799-1371
愛媛県西条市周布 606 番地 1
社会福祉法人
西条市社会福祉協議会

西条市障害者
相談支援センター

TEL 0898-64-2600
FAX 0898-64-3920

〒793-0010
愛媛県西条市飯岡 3471 番地 1
社会福祉法人
あおい会

相談支援センター
星の里

TEL 0897-52-5201
FAX 0897-52-5202

西条市役所 地域福祉課 障がい支援係

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地
TEL 0897-52-1214 FAX 0897-52-1294
MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp

西部支所 市民福祉課

〒799-1371 愛媛県西条市周布 349 番地 1
TEL 0898-64-2700 FAX 0898-65-4363